

12335P-00

2021
年度版



合格への
はじめの一步

10年連続

売上
No.1

入門書

みんなが
欲しかった!

社労士

合格への

貫場恵子(TAC社会保険労務士講座講師)●著
滝澤ななみ●編集協力

フル
カラー

はじめの一步

これで
合・格が見える!

社労士の魅力がまるっとわかる

巻頭マンガつき

本気でやさしい入門書

イラスト満載の楽しい

オリエンテーション

学習内容がざっくりしっかりわかる

入門講義

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

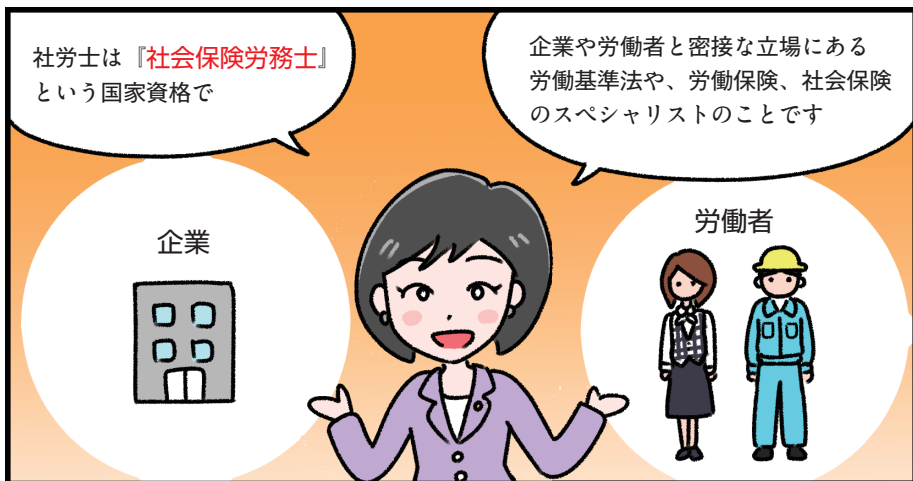
社労士の魅力がまるわかり！

社会保険労務士の業務を 徹底解剖!!









例えば…

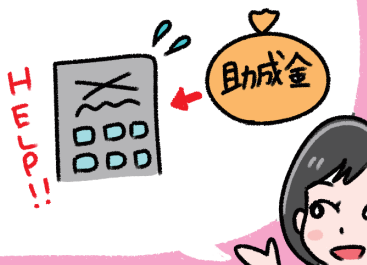
採用から退職までの
労働・社会保険
に関することや



年金の相談



会社が苦しいときの
助成金の申請
なども社労士の業務です



どれも企業活動に
欠かせない仕事だな



社労士の仕事について
もっと知りたくなってきた！



社労士の業務は

「1号業務・2号業務・3号業務」
の3種類あります

1
号
業
務

2
号
業
務

3
号
業
務



一つずつ
例を挙げながら
説明しますね！

おねがい
します！



はじめに

自分を変える “**一步**” を踏み出しましょう！

はじめまして。この本を執筆している貫場恵子と申します。

この度は、数ある書籍の中から、この「**合格へのはじめの一步**」を手にとっていただき、ありがとうございます。

本書は、はじめて社会保険労務士試験の勉強に取り組もうとされている方に向けた入門書です。

社会保険労務士に求められる事柄や仕事の内容、また試験制度についても詳しく触れた手引書となっています。

社会保険労務士という資格の性質上、試験科目の多くが「**法律**」です。法律と聞いて、ちょっと抵抗を感じる方もいらっしゃるかもしれませんね。

しかし、社会保険労務士試験で学ぶ法律は、実生活にも役立つ、日常生活と関連付けて理解できるものばかりです。

法律の勉強は難しすぎるのではないか…

法律の知識がなくても試験に合格できるのだろうか…

と不安に思われる必要はありません。

本書でまずは「社会保険労務士」というものの概要をつかんでいただければと思います。そして、全体像をつかんでいただいた後、細かい部分の知識を身につけていくことで、とても効果的な学習ができます。まずは本書で、基本となる土台の部分の勉強からはじめていきましょう。



さて、みなさんが社会保険労務士（社労士）を志すきっかけはどんなものでしたか？

私は現在、**資格の学校TAC**で講師をしながら、開業社労士として、企業の労務管理の相談などの社労士業務も行っています。

社労士として実務に携わるようになってからもうずいぶん経ちますが、社労士になる前は、実は公務員として働いていて、公立学校の予算作成や教職員の労務管理・福利厚生事務を担当していました。

結婚し、妊娠してからも公務員の仕事を頑張って続けていましたが、つわりがひどく、切迫流産で入院を余儀なくされ、仕事を継続することが難しくなっていました、退職することになりました。

2人の子どもを出産し、しばらくは専業主婦として、家事・育児で毎日忙しく、仕事から離れた生活をしていました。

少しずつ自分の時間がもてるようになってきたのは、長女が小学生になり、長男も幼稚園に入園したころでした。それから、何か勉強をしようと思うようになりました。

本屋さんで資格の本を手に取り、リサーチしていたところ、社会保険労務士という資格が目に残りました。

「**1年で合格可能**」

「**開業でも勤務でも活かせる**」

というキャッチに惹かれ、これだと直感しました。

しかも、学生時代に法律の勉強していたこともあり、試験科目も自分に興味があるものが多かったのです。



国家資格ですし、当時は今のように市販書籍も充実していなかったので、独学では難しそうだと思い、**1年**で合格するためには、学校に通うのが得策だと考えました。

いろいろな資格試験対策学校からパンフレットを取り寄せ、無料セミナーに参加しながら情報収集をし、TACに通うことを決めました。そこから毎週土曜日、TAC梅田校に通い、試験合格に向けて勉強していました。

講義は楽しかったのですが、毎日の復習がしんどく、途中何度諦めようと思ったことか…。しかしそんなときは、夫や子どもたちが家事を手伝ってくれ、励ましてくれ、なんとか頑張り続けることができました。

ここで受験を諦めたらTACの授業料も無駄になるし資格も取れない…と自分を必死に奮い立たせ、最後まで勉強を続けました。

そして結果は、**一発合格**。合格発表で受験番号を見つけたときは、涙があふれました。

そして、TACの担任の講師にすぐに「**合格**」の報告に行きました。

その時、「TACで講師をやらないか？」と声を掛けていただきました。不安もありましたが、このチャンスを大事にしようと思い、すぐにOKの返事をしました。講義が週1回でよいというもの、主婦にとってありがたかったです。

TACで講師をする前に、まず社労士会に入会しようと思い、地元の社労士会にも出向きました。社労士会では今後の活動について丁寧に教えていただきました。そこで、思い切って「**開業登録**」しようと決断しました。

専業主婦だった私にできるのだろうか…という不安よりも、社労士としての一歩を踏み出せたことが嬉しかったのをよく覚えています。



その後は、TACで講師をしながら開業社労士の仕事も徐々にはじめていきました。最初は社労士会から依頼を受けた行政協力の仕事から始めていきました。徐々にセミナーの依頼や労働相談の仕事が増え、大学で労働法の講義を担当するようにもなりました。

こうして、社労士試験に合格してから、私の人生はガラリと変わりました。資格があることで、さまざまなチャンスが巡ってくるんだと思っています。そして今は社労士の仕事にやりがいや楽しさを感じています。もちろん、大変なことも多く、勉強の毎日です。でもそれが次のステップに繋がっています。ですから、みなさんも社労士受験をきっかけに、これからのライフワークを見つけてみませんか。

本書を読まれ、社会保険労務士に興味をもった、あるいは面白そうな勉強だなと感じていただければ嬉しいです。合格するためには、何よりも興味をもって楽しみながら学習を続けることが大切です。

みなさんも、この「合格へのはじめの一歩」で、自分を変える「一歩」を踏み出しましょう。

2026年7月吉日
貫場 恵子



CONTENTS

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩 スタートアップ講座

- 社会保険労務士になるまで 2
- 社労士試験を徹底解剖!! 4
- 社労士学習スタートアップ!! 14
- 法律の基礎知識 22
- 社労士試験科目の概要 26

入門講義編

CHAPTER 0 入門講義に入る前に

- 社労士試験で労働法や社会保険法を学習するのはなぜ? 30
- 子育て支援のための改正 32

CHAPTER 1 労働基準法

- Section 0 社労士試験で労働基準法を学習するのはなぜ? .. 34
- Section 1 労働基準法とは? 36
- Section 2 労働契約 39
- Section 3 解雇 42
- Section 4 賃金 47
- Section 5 労働時間 53
- Section 6 休憩・休日 61
- Section 7 時間外労働・休日労働 64
- Section 8 年次有給休暇 69
- Section 9 年少者 72
- Section 10 女性 74
- Section 11 就業規則 77
- 過去問チェック! 80
- 知っててよかった! 労働基準法 83

CHAPTER 2 労働安全衛生法

- Section 1 労働安全衛生法とは? 86

- Section 2 安全衛生管理体制 89
- Section 3 機械や危険物・有害物に関する規制 95
- Section 4 健康診断・面接指導 98
- 過去問チェック! 103
- 知っててよかった! 労働安全衛生法 105

CHAPTER 3 労災保険法

- Section 1 労災保険法とは? 108
- Section 2 業務災害・通勤災害・複数業務要因災害 112
- Section 3 保険給付の種類 116
- Section 4 傷病に関する保険給付 117
- Section 5 障害が残った場合の保険給付 121
- Section 6 死亡に関する保険給付 125
- Section 7 その他の保険給付 131
- Section 8 社会復帰促進等事業 134
- 過去問チェック! 136
- 知っててよかった! 労災保険法 138

CHAPTER 4 雇用保険法

- Section 1 雇用保険法とは? 140
- Section 2 保険給付の種類 144
- Section 3 求職者給付 145
- Section 4 就職促進給付 151
- Section 5 教育訓練給付 155
- Section 6 雇用継続給付 160
- Section 7 育児休業等給付 164
- 過去問チェック! 167
- 知っててよかった! 雇用保険法 169

CHAPTER 5 労働保険徴収法

Section 1 労働保険徴収法とは？	172
Section 2 労働保険料	175
Section 3 労働保険料の申告と納付	178
Section 4 労災保険のメリット制	185
Section 5 労働保険事務組合	187
過去問チェック！	188
知ってよかった！ 労働保険徴収法	190

CHAPTER 6 健康保険法

Section 0 社労士試験で社会保険を学習するのはなぜ？	192
Section 1 健康保険とは？	194
Section 2 保険料・標準報酬	202
Section 3 保険給付の種類	208
Section 4 傷病に関する保険給付	209
Section 5 死亡に関する保険給付	216
Section 6 出産に関する保険給付	218
過去問チェック！	220
知ってよかった！ 健康保険法	223

CHAPTER 7 国民年金法

Section 1 年金制度の概要	226
Section 2 国民年金とは？	229
Section 3 保険料	232
Section 4 給付の種類	235
Section 5 老齢基礎年金	236
Section 6 障害基礎年金	240
Section 7 遺族基礎年金	243

Section 8 第1号被保険者に対する独自給付	247
過去問チェック！	250
知ってよかった！ 国民年金法	252

CHAPTER 8 厚生年金保険法

Section 1 厚生年金保険とは？	256
Section 2 保険料・標準報酬	261
Section 3 保険給付の種類	264
Section 4 本来の老齢厚生年金	266
Section 5 特別支給の老齢厚生年金	270
Section 6 障害厚生年金	275
Section 7 障害手当金	278
Section 8 遺族厚生年金	280
Section 9 脱退一時金	285
Section 10 離婚時の年金分割	287
過去問チェック！	288
知ってよかった！ 厚生年金保険法	291

CHAPTER 9 一般常識

Section 1 社労士試験の一般常識とは？	294
Section 2 労務管理その他の労働に関する一般常識	299
Section 3 社会保険に関する一般常識	307
過去問チェック！	311
知ってよかった！ 一般常識	313
最後に	315
索引	316

本書の効果的な学習法

1 オリエンテーション編で試験、資格について知りましょう！



まずは**スタートアップ講座**からはじめましょう！ 社会保険労務士の試験の実施日程や試験問題の形式をみていきます。そして、合格までにどのような勉強をしていくのが、イラストや図表とともにわかりやすく掲載されています。

いざチャレンジ！ 社労士試験について知りましょう！

社労士試験を 徹底解剖!!

社労士は、毎年約5万人の方が目指す大
変人気のある資格です。ここでは、社労
士試験のアレコレをみていきます。



I データによる徹底解剖

まずは試験データ
CHECK！

受験者数・合格者数等

社労士試験の過去10年の受験申込者数、受験者数、合格者数等は次の
とおりです。

	2016 (H20年)	2017 (H21年)	2018 (H30年)	2019 (H31年)	2020 (R2年)	2021 (R3年)	2022 (R4年)	2023 (R5年)	2024 (R6年)	2025 (R7年)
申込者 (人)	51,953	49,902	49,582	49,570	49,250	50,433	52,251	53,292	53,707	53,818
受験者 (人)	39,972	38,685	38,427	38,429	34,845	37,306	40,533	42,741	43,174	43,421
受験率	76.9%	77.5%	77.5%	77.5%	70.8%	74.0%	77.8%	80.2%	80.4%	81.0%
合格者 (人)	1,770	2,613	2,410	2,525	2,257	2,937	2,134	2,720	2,974	2,976
合格率	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%	6.4%	6.9%	6.9%

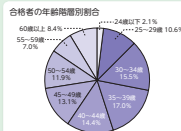
気になる合格率は、高い年では7.9%、低い年では4.4%となっていますが、平均して6.25%くらいです。
合格率は、今後5~7%台で推移していくのではないかと予想されます。試験問題の難易度も安定してきているので、しっかりと勉強をすれば合格可能な試験です。

受験申込者数・受験者数・合格者数の推移（過去10年）



また、受験申込者数や受験者数、合格者数の推移についてのグラフを上記のとおりで、かつはるく上下が動いたのですが、この数率は安定しているようです。

2025 (令和7) 年試験 合格者の年齢層別割合



つづいて、もっと細かいところを
みていきます。2025 (令和7) 年
試験の合格者について、いろい
ろな角度からみてみましょう。

まずは合格者の年齢構成はこんな
かんじ...

→30歳台、40歳台が多そうですね。
最近では、20歳台から30歳台前半の
合格者も増加しています。
ちなみに、最年少合格者は19歳、
最年長合格者は78歳でした！

2 入門講義編で社労士試験の学習内容の概要を学びましょう！

社会保険労務士試験で学ぶ全科目の**入門講義**に進みます。まずは、CHAPTER 0 で、労働法・社会保険法という大きな枠組みをつかみ、CHAPTER 1 から順に読み進めていきましょう。入門講義では、主要なテーマで、かつ、知識理解のための土台となるものを、わかりやすくまとめています。法律の勉強がはじめての方でも無理なく読めるよう、やさしく身近な言葉を使った文章で、図解も満載。楽しく読み進めていくことができます。1つのCHAPTERを読み終えたら、知識の確認として、**過去問チェック！**を解き、実際の試験問題を体感してみましょう。

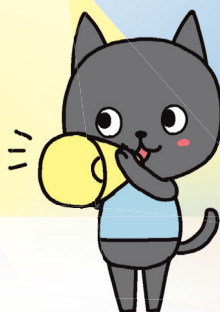
オリエンテーション編

合格へのはじめの一步

スタートアップ講座

社労士の世界へ
みなさんを招待します!!

パパパパーン



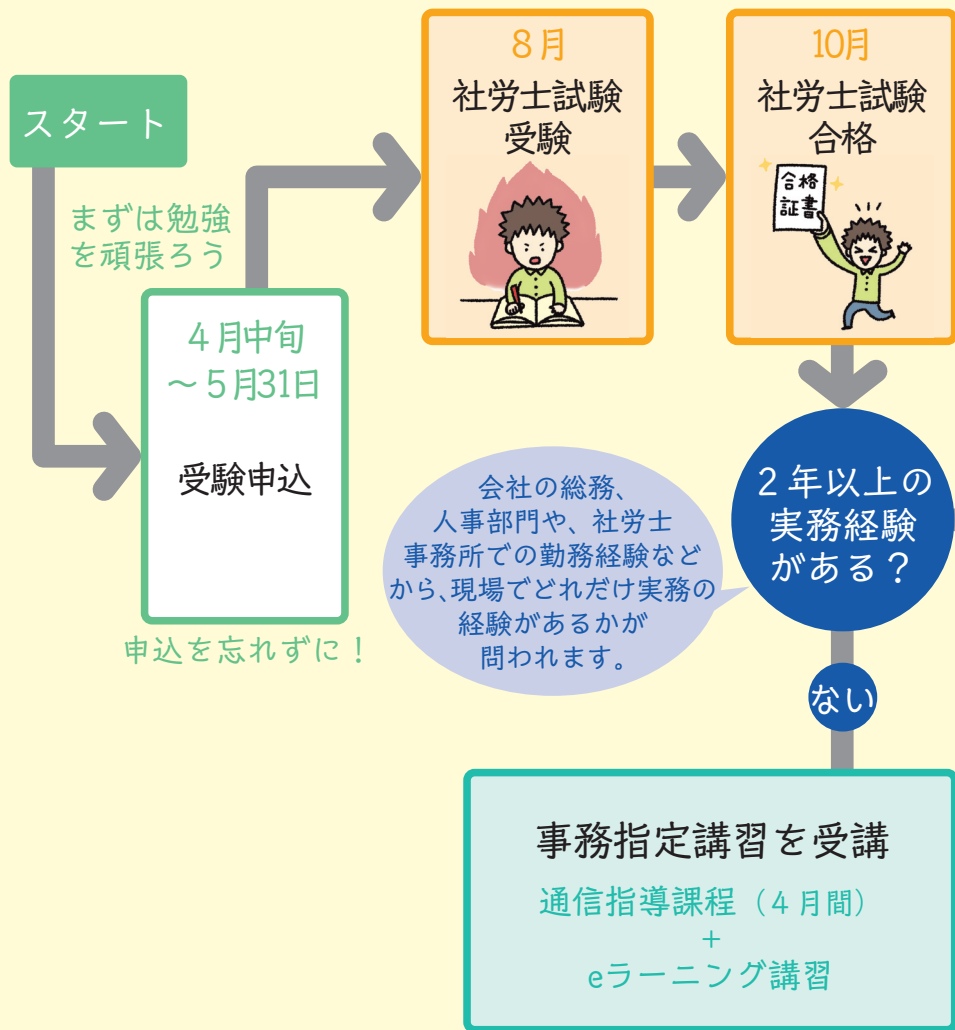
By 滝澤ななみ

社会保険労務士になるまで



社会保険労務士は、国家資格です。

まずは本試験に合格し、そのあと一定の実務経験を要件に登録を行うことで、はじめて「社会保険労務士」として仕事ができるようになります。ここではそのフローを簡単にご紹介します。



ある

全国社会保険労務士会連合会に名簿登録・
都道府県社会保険労務士会に入会

独立開業 社労士

開業登録

独立開業して自分の事務所をもつ！

××社労士
事務所



事務所のある都道府県社労士会で登録

企業内 社労士

勤務等登録

企業の人事部等で活躍！
社労士事務所勤務で経験を積む！



社労士

勤務先or自宅のある都道府県社労士会で登録

【参考】社労士の登録費用

(東京都社会保険労務士会の場合。2026<令和8>年7月現在)

登 録	登録免許税	30,000円
	登録手数料	30,000円
社労士会 入会	開業	入会金50,000円、年会費96,000円
	勤務等	入会金30,000円、年会費42,000円

社労士試験を 徹底解剖!!

社労士は、毎年約5万人の方が目指す大変人気のある資格です。ここでは、社労士試験のアレコレをみていきます。



I データによる徹底解剖

まずは試験データを
CHECK！



受験者数・合格者数等

社労士試験の過去10年の受験申込者数、受験者数、合格者数等は次のとおりです。

	2016 (H28)年	2017 (H29)年	2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年	2025 (R7)年
申込者 (人)	51,953	49,902	49,582	49,570	49,250	50,433	52,251	53,292	53,707	53,618
受験者 (人)	39,972	38,685	38,427	38,428	34,845	37,306	40,633	42,741	43,174	43,421
受験率	76.9%	77.5%	77.5%	77.5%	70.8%	74.0%	77.8%	80.2%	80.4%	81.0%
合格者 (人)	1,770	2,613	2,413	2,525	2,237	2,937	2,134	2,720	2,974	2,376
合格率	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%	6.4%	6.9%	5.5%

気になる合格率は、高い年では7.9%、低い年では4.4%となっていますが、平均して6.25%くらいです。

合格率は、今後も5~7%台で推移していくのではないかと予想されます。試験問題の難易度も安定してきているので、しっかりと勉強をすれば合格可能な試験です。

入門講義編

CHAPTER 0

入門講義に 入る前に

社労士試験で労働法や 社会保険法を学習するのはなぜ？



社労士の試験科目は多岐にわたります。なぜ、このように試験科目が多いのでしょうか？ それは、社労士の業務を行うにあたってこれらの法律の知識が必要不可欠だからです。

社労士の主な業務

労働社会保険手続き業務

必要な法律知識

労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法など

労務管理の相談指導

必要な法律知識

労働基準法、労働契約法、労働組合法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期労働法、労働者派遣法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法など

年金相談

必要な法律知識

国民年金法、厚生年金保険法、確定拠出年金法など

紛争解決手続代理業務・ 補佐人の業務

必要な法律知識

労働法、社会保険法全般、社会保険労務士法など



※下線は、それぞれの業務に関連するおもな法律です。



社労士は労働保険・社会保険諸法令の専門家として企業の健全な発達と労働者さらには国民の福祉の向上に資する役割を担っているのです。

労働法とは（CHAPTER1～5、9）

「労働法」とは、どのような法律をいうのでしょうか。実は「労働法」という名称がついた法律は存在しません。労働者と使用者の関係から生じる労働問題に関するさまざまな法律をひとくくりにして「労働法」と呼んでいるのです。その中には、労働基準法をはじめ、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法、労働契約法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働組合法など多くの法律があります。これらの法律を知り理解することは社労士業務にとっては必要不可欠です。

労働法を知ることは、労働者自身の権利を守ることにつながります。また、企業も法律を守ることにより労働者が心身ともに健康でモチベーションを維持しながら長く働ける環境を整えることができます。その結果、生産性も向上し業績もアップし、さらには企業イメージのアップや優秀な人財の確保にもつながっていくのです。

社会保険法とは（CHAPTER6～9）

みなさんは、「社会保障制度」という言葉を聞いたことがありますか？
社会保障制度は、国民が健やかで安心できる生活を保障する制度で、社会保険（医療保険、年金保険、介護保険）、公的扶助（生活保護など）、公衆衛生（感染症対策など）、社会福祉（児童福祉、母子家庭の福祉など）の大きく4つの分野に分かれます。

この中で社労士試験の中心になるのは社会保険です。

まとめて
社会保険法
と呼びます

- ・ 医療保険法⇒健康保険法、船員保険法、共済組合に係る共済各法、国民健康保険法、高齢者医療確保法
- ・ 年金保険法⇒厚生年金保険法、国民年金法
- ・ 介護保険法

社会保険法は、日常の生活の中で役に立つ知識も多く、「知ってよかった」と実感できる法律といえるでしょう。

子育て支援のための改正

我が国の少子化問題は、日本が直面する最大の危機ともわれています。このまま少子化が進むと、日本の人口は2050年代に1億人、2070年に8,700万人程度になるおそれがあり、こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しくなってしまいます。

そのため、国は、子ども・子育て政策を抜本的に強化しており、その1つとして児童手当法及び雇用保険法を改正しました。

児童手当法

主な改正点

- ①支給期間を15歳年度末から18歳年度末まで延長
- ②支給要件にあった所得制限を撤廃
- ③第3子以降の月額支給額を3万円に増額
- ④支給回数を年3回から6回にし、偶数月に支給

第3子以降のカウント方法

「第3子以降」のカウント対象の年齢を、これまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長しました。

例	対象外	第1子	第2子	第3子	第4子
					
	23歳	20歳 不支給	17歳 1万円	14歳 3万円	7歳 3万円



児童手当法は社労士試験の「社会保険に関する一般常識」から出題される可能性があります。

雇用保険法

育児休業給付の改正

出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金の創設

夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進するためには、男性の育児休業取得率の向上が必要です。その施策として雇用保険法を改正し、新たに出生後休業支援給付金を創設しました。さらに、育児のために短時間勤務制度を選択した場合には、育児時短就業給付金が支給されます。

出生後休業支援給付金

夫婦ともに通算14日以上出生後休業をした場合、最大28日間、休業開始前の賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付金と併せて給付率を80%に引き上げます。

育児時短就業給付金

雇用保険の被保険者が、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金の10%を支給します。

入門講義編

CHAPTER 1

労働基準法



社労士試験で労働基準法を 学習するのはなぜ？

CHAPTER 1から5までは、「労働法」の法律です。まずは、その中心である「労働基準法（以下「労基法」といいます。）」から学習していきましょう。

企業は、一般に「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」などの経営資源を利用しながら経営を行っています。この中で「ヒト」については、他の経営資源が「ヒト」によって生み出されるものであることから、企業にとっては最も重要な経営資源です。「ヒト」は「人材」ではなく「人財」です。その「人財」とかかわる仕事が社労士なのです。優秀な人を確保し、育成し活用する労務管理の業務は企業にとって重要な経営課題です。そしてこれらに関連する法律の中心となるのが労基法なのです。

労基法は、労働者保護の観点から、労働条件の最低基準を定めています。

労基法で規定している主な項目

- ・労働者の自由と平等を保障するための規定
- ・労働契約の締結、終了
- ・賃金
- ・労働時間、休憩、休日、年次有給休暇
- ・年少者や妊産婦を保護するための規定
- ・就業規則

使用者は労基法を守りながら、労務管理を行っていく必要があります。労務管理の一連の流れは、次ページのようになっています。

労務管理の一連の流れ

採用

労基法の規定

労働条件の明示、
労働契約

労働者の人権の保護

労基法の規定

均等待遇、中間搾取の
排除、公民権の行使、
男女同一賃金

賃金

労基法の規定

賃金の支払いに関する
原則、休業手当、出
来高払いの保障給

労働時間・休日

労基法の規定

労働時間の原則、
休憩時間の原則、
週休制の原則

時間外・休日労働

労基法の規定

非常災害等による時間
外・休日労働、36 協定
による時間外・休日労
働、割増賃金

変形労働時間制

労基法の規定

1箇月単位・1年単位
の変形労働時間制、
1週間単位の非定型
的変形労働時間制、
フレックスタイム制

柔軟な労働時間制

労基法の規定

みなし労働時間制

年次有給休暇

労基法の規定

年休権の発生要件、
年休中の賃金、
不利益取扱い禁止

女性の労務管理

労基法の規定

産休、育児時間、
女性の保護規定、
生理休暇

年少者の労務管理

労基法の規定

年少者の労働時間、深夜業の禁止、
未成年者との労働契約

労働契約の終了

労基法の規定

有期労働契約の期間満了、
解雇予告、解雇制限



労働基準法はこれらすべてに係る法律なんだね。

労働基準法とは？

★Section 1 はこんな話★



労基法は、適切な労務管理を行うため、**労働条件**についてさまざまなルールを定めています。たとえば、**1日の働く時間や休憩・休日、賃金の支払い方法**を定め、会社はそれを必ず守らなければなりません。労基法は労働者を救うための法律ですが、会社がこの法律を守ることにより優秀な人財を確保し、生産性の向上や企業業績を上げることにもつながるのです。

労基法違反は、罰金をとられたり、拘禁刑になることも！
こうして労基法の効力を確実にしています。

1 労基法の目的は？

働く際の最低基準を定めた法律！

労基法の基本的な理念は、「**労働条件**は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とした労働条件の保障です。また、労基法で定める労働条件の基準は**最低基準**であり、この基準を理由に労働条件を低下させてはならず、その向上を図るように努めなければなりません。



ここでいう労働条件とは、賃金や労働時間など、職場におけるすべての待遇をいいます。

2 労基法が適用される事業

労基法はすべての事業に適用！

労基法は原則、すべての事業に適用されます。ただし、**同居の親族**のみを使用する事業や、**家事使用人（お手伝いさん）**には、労基法は適用されません。



これは、親族関係にある者の間まで法律が干渉するのは不適當であること、また、お手伝いさんについては職場が一般家庭であるため、私生活に関することまで国が監督するのは適當ではないと考えているからです。

3 労基法の登場人物

労働者、使用者の2者の関係をおさえよう！

労基法は労働者と使用者との関係について規定している法律です。そのため、どのような人が労働者または使用者にあたるのかを明確にしておく必要があります。

I 労働者

次の3つの要件をすべて満たすものを労働者といいます。

板書 労働者の3つの要件

- すべて {
- 1 職業の種類を問わない
 - 2 事業または事務所(会社)に使用される者
 - 3 賃金を支払われる者



使用される
賃金



職業の種類
は問わない

Ⅱ 使用者

次の3つのいずれかに該当するものを使用者といいます。

板書 使用者とは

使用者＝会社側の人というイメージ

いずれか

1 事業主

→ 個人企業の場合はその企業主個人
法人の場合は法人そのもの（会社そのもの）

2 事業の経営担当者

→ 代表取締役社長など

3 その事業の労働者に関する事項について、
事業主のために行為をするすべての者

→ 部長、課長等の名称で判断しない。人事・給与等の労働
条件や労務管理等について実質的に権限がある者

2027年度版

みんなが欲しかった！社労士合格へのはじめの一步

発行日 2026 年 8 月 5 日

初版発行

著 者 貫場恵子

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© Keiko Nukiba 2026

管理コード 12335P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。